

●屋外広告物条例

県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県屋外広告物条例	熊本県屋外広告物条例	福岡市屋外広告物条例	太宰府市屋外広告物等に関する条例	久留米市屋外広告物条例	大牟田市屋外広告物条例	中間市屋外広告物条例	宗像市屋外広告物条例	福津市屋外広告物条例
施行年月日	平成十四年三月二十九日 福岡県条例第三十五号	昭和39年7月7日 条例第66号	昭和47年7月10日 条例第60号	平成28年6月29日 条例第23号	平成19年12月20日 久留米市条例第61号	平成26年7月1日	-	平成27年6月30日 条例第37号	平成27年7月6日 福津市条例第20号
目次	<b>第一章</b> 総則(第一条—第三条) <b>第二章</b> 広告物等の制限(第四条—第十六条) <b>第三章</b> 違反に対する措置等(第十七条—第二十一条) <b>第四章</b> 広告景観協定地区(第二十二条) <b>第五章</b> 講習会及び屋外広告業の登録等(第二十三条—第二十六条の四) <b>第六章</b> 削除 <b>第七章</b> 雑則(第三十条・第三十一条) <b>第八章</b> 罰則(第三十一条の二—第三十六条) 附則	-	<b>第1章</b> 総則(第1条—第2条の5) <b>第2章</b> 広告物等の制限(第3条—第15条) <b>第3章</b> 監督処分等(第16条—第24条) <b>第4章</b> 屋外広告業(第25条—第40条) <b>第5章</b> 屋外広告物審議会(第41条・第42条) <b>第6章</b> 雑則(第43条—第45条) <b>第7章</b> 罰則(第46条—第49条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第4条) <b>第2章</b> 屋外広告物及び掲出物件の制限(第5条—第16条) <b>第3章</b> 屋外広告物及び掲出物件の管理、監督等(第17条—第29条) <b>第4章</b> 特定屋内広告物に関する制限及び管理、監督等(第30条—第34条) <b>第5章</b> 講習会及び屋外広告業の登録等(第28条—第44条) <b>第6章</b> 屋外広告物審議会(第45条) <b>第7章</b> 雑則(第46条・第47条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第3条) <b>第2章</b> 広告物等の制限(第4条—第16条) <b>第3章</b> 違反に対する措置等(第17条—第26条) <b>第4章</b> 広告景観協定地区(第27条) <b>第5章</b> 講習会及び屋外広告業の登録等(第28条—第44条) <b>第6章</b> 屋外広告物審議会(第45条) <b>第7章</b> 雑則(第46条・第47条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第3条) <b>第2章</b> 広告物等の制限(第4条—第17条) <b>第3章</b> 違反に対する措置等(第18条—第27条) <b>第4章</b> 大牟田市屋外広告物審議会(第28条—第32条) <b>第5章</b> 雑則(第33条・第34条) <b>第6章</b> 罰則(第35条—第38条) 付則	<b>第1章</b> 総則(第1条—3) <b>第2章</b> 広告物等の制限(第4条—17条) <b>第3章</b> 違反に対する措置等(第18条—第27条) <b>第4章</b> 中間市屋外広告物審議会(第28条—第32条) <b>第5章</b> 雑則(第33条・第34条) <b>第6章</b> 罰則(第35条—第38条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条—第3条) <b>第2章</b> 広告物等の制限(第4条—第17条) <b>第3章</b> 管理、監督等(第18条—第30条) <b>第4章</b> 雑則(第31条—第35条) <b>第5章</b> 罰則(第36条—第39条) 附則	<b>第1章</b> 総則(第1条・第2条) <b>第2章</b> 広告物等の表示等の制限及び許可(第3条—第18条) <b>第3章</b> 管理、監督等(第19条—第30条) <b>第4章</b> 審議機関(第31条) <b>第5章</b> 雑則(第32条—第35条) <b>第6章</b> 罰則(第36条—第39条) 附則
総則	<b>第一章</b> 総則	-	<b>第1章</b> 総則 (平成18条例28・章名追加)	<b>第1章</b> 総則	<b>第1章</b> 総則	<b>第1章</b> 総則	<b>第1章</b> 総則	<b>第1章</b> 総則	<b>第1章</b> 総則
目的	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)	(目的)
広告物のあり方	-	(広告物のあり方)	(広告物のあり方)	-	-	-	-	(広告物のあり方)	(広告物のあり方)
定義	-	-	(定義)	(定義)	-	-	-	-	-
責務	(責務)	-	(市の責務)	(責務)	(責務)	(責務)	(責務)	(責務)	-
広告主等の責務	-	-	(広告主等の責務)	-	-	-	-	-	-
市民の責務	-	-	(市民の責務)	-	-	-	-	-	-
雑則	-	-	<b>第6章</b> 雑則 (平成18条例28・章名追加)	-	-	-	-	<b>第4章</b> 雑則	<b>第5章</b> 雑則
適用上の注意	(適用上の注意)	-	(適用上の注意)	(適用上の注意)	(適用上の注意)	(適用上の注意)	(適用上の注意)	(適用上の注意)	(適用上の注意)
広告物等の制限	<b>第二章</b> 広告物等の制限	-	<b>第2章</b> 広告物等の制限 (平成18条例28・章名追加)	<b>第2章</b> 屋外広告物及び掲出物件の制限	<b>第2章</b> 広告物等の制限	<b>第2章</b> 広告物等の制限	<b>第2章</b> 広告物等の制限	<b>第2章</b> 広告物等の制限	<b>第2章</b> 広告物等の表示等の制限及び許可
禁止地域・物件等	(禁止地域等及び禁止物件)	(禁止地域等)	(禁止地域等)	(禁止地域等)	(禁止地域等及び禁止物件)	(禁止地域等及び禁止物件)	(禁止地域等及び禁止物件)	(特別地域)	(禁止地域)
禁止展望広告物	-	-	-	-	-	-	-	(禁止展望広告物)	(禁止展望広告物等)
禁止物件	-	(禁止物件)	(禁止物件)	(禁止物件)	-	-	-	(禁止物件)	(禁止物件)
許可地域等	(許可地域等)	(許可地域等)	(許可)	(許可地域等)	(許可地域等)	(広告物の表示等の許可)	(広告物の表示等の許可)	(普通地域)	(許可)
許可展望広告物等	-	-	-	-	-	-	-	-	(許可展望広告物等)
広告物活用地区	-	-	-	-	-	-	-	(広告物活用地区)	(広告物活用地区)
景観保全型広告整備地区	-	-	-	-	-	-	-	(景観保全型広告整備地区)	(景観保全型広告整備地区)
禁止広告物等	(禁止広告物等)	(禁止広告物)	(禁止広告物等)	(禁止広告物)	(禁止広告物等)	(禁止広告物等)	(禁止広告物等)	(禁止広告物)	(禁止広告物)
適用除外	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)	(適用除外)
経過措置	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)
規格の設定	(規格の設定)	-	(規格の設定)	-	(規格の設定)	(規格の設定)	(規格の設定)	-	-
広告物景観育成地区	-	-	-	(広告物景観育成地区)	-	-	-	-	-
許可条件、期間・更新	(許可の条件、期間及び更新)	(許可期間及び条件)	(許可期間及び条件)	(許可の期間及び条件)	(許可の条件、期間及び更新)	(許可の条件、期間及び更新)	(許可の条件、期間及び更新)	(許可等の期間及び条件)	(許可等の期間及び条件)
変更の許可等	(変更の許可等)	(変更等の許可)	(変更等の許可)	(変更の許可等)	(変更の許可等)	(変更又は改造の許可等)	(変更又は改造の許可等)	(変更等の許可等)	(変更等の許可等)
許可の申請・手数料	-	-	-	-	-	(許可の申請及び手数料)	(許可の申請及び手数料)	-	-
許可の基準	-	(許可の基準)	-	(許可の基準)	-	-	-	(許可の基準)	(許可の基準)
許可の表示	(許可の表示)	(許可表示)	(許可の表示等)	(許可の表示)	(許可の表示)	(許可の表示)	(許可の表示)	(許可等の表示)	(許可等の表示)
管理、監督等	-	-	-	<b>第3章</b> 屋外広告物及び掲出物件の管理、監督等	-	-	-	<b>第3章</b> 管理、監督等	<b>第3章</b> 管理、監督等
管理義務	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)	(管理義務)
除却義務	(除却義務)	(除却の義務)	(除却義務)	(除却義務)	(除却義務)	(除却義務)	(除却義務)	(除却義務)	(除却義務)
屋外広告物管理者	(屋外広告物管理者の設置)	-	(屋外広告物管理者の設置)	(屋外広告物管理者)	(屋外広告物管理者の設置)	(屋外広告物管理者の設置)	(屋外広告物管理者の設置)	(屋外広告物管理者の設置)	(屋外広告物管理者の設置)
管理者等の届出	(管理者等の届出)	(管理者等の届出)	-	(管理者等の届出)	(届出の義務)	(屋外広告物管理者等の届出)	(屋外広告物管理者等の届出)	(屋外広告物管理者等の届出)	(管理者等の届出)
違反に対する措置・監督処分等	<b>第三章</b> 違反に対する措置等	-	<b>第3章</b> 監督処分等 (平成18条例28・章名追加)	-	<b>第3章</b> 違反に対する措置等	<b>第3章</b> 違反に対する措置等	<b>第3章</b> 違反に対する措置等	-	-
措置命令	(措置命令)	(違反に対する措置)	(違反に対する措置)	(違反に対する措置)	(措置命令)	(措置命令)	(措置命令)	(違反に対する措置)	(違反に対する措置)
違反広告物旨の表示	-	(違反広告物である旨の表示)	-	-	-	-	-	-	-
保管した場合の公示事項	(保管した場合の公示事項)	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)	(屋外広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項及び方法)	(保管した場合の公示事項)	(保管した場合の公示事項)	(保管した場合の公示事項)	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項及び方法)	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項及び方法)
保管した場合の公示の方法	(保管した場合の公示の方法)	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)	-	(保管した場合の公示の方法)	(保管した場合の公示等)	(保管した場合の公示等)	-	-
価額の評価の方法	(価額の評価の方法)	(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)	(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)	(屋外広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)	(価額の評価の方法)	(価額の評価の方法)	(価額の評価の方法)	(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)	(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)
売却する場合の手続	(売却する場合の手続)	(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)	(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)	(保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)	(売却する場合の手続)	(売却する場合の手続)	(売却する場合の手続)	(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)	(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)
公示の日から売却可能となるまでの期間	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)	(公示の日から売却可能となるまでの期間)
返還する場合の手続	(返還する場合の手続)	(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)	-	(屋外広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)	(返還する場合の手続)	(返還する場合の手続)	(返還する場合の手続)	(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)	(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)
広告物等の制限	-	-	<b>第2章</b> 広告物等の制限 (平成18条例28・章名追加)	-	-	-	-	-	<b>第2章</b> 広告物等の表示等の制限及び許可
許可の取消し	(許可の取消し)	(許可の取消し)	(許可の取消し)	(許可の取消)	(許可の取消し)	(許可の取消し)	(許可の取消し)	(許可の取消し)	(許可等の取消し)

●屋外広告物条例

県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県屋外広告物条例	熊本県屋外広告物条例	福岡市屋外広告物条例	太宰府市屋外広告物等に関する条例	久留米市屋外広告物条例	大牟田市屋外広告物条例	中間市屋外広告物条例	宗像市屋外広告物条例	福津市屋外広告物条例
管理、監督処分等	-	-	第3章 監督処分等 (平成18条例28・章名追加)	-	-	-	-	-	第3章 管理、監督等
報告・立入検査	(報告及び立入検査)	(立入検査等)	(立入検査等)	(立入検査)	(報告及び立入検査)	(報告及び立入検査)	(報告及び立入検査)	(立入検査)	(立入検査)
処分・手続等効力承継	(処分、手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)	(処分手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)	(処分、手続等の効力の承継)
広告景観協定地区・広告物等制限	第四章 広告景観協定地区	-	第2章 広告物等の制限 (平成18条例28・章名追加)	第2章 屋外広告物及び掲出物件の制限	第4章 広告景観協定地区	-	-	第2章 広告物等の制限	第2章 広告物等の表示等の制限及び許可
広告物協定	-	-	(広告物協定)	(広告物協定地区)	-	-	-	(広告物協定地区)	(広告物協定地区)
特定屋内広告物に関する制限・管理・監督等	-	-	-	第4章 特定屋内広告物に関する制限及び管理、監督等	-	-	-	-	-
特定屋内広告物の表示の制限	-	-	-	(特定屋内広告物の表示の制限)	-	-	-	-	-
特定屋内広告物表示届出	-	-	-	(特定屋内広告物の表示の届出)	-	-	-	-	-
努力義務	-	-	-	(努力義務)	-	-	-	-	-
違反に対する措置	-	-	-	(違反に対する措置)	-	-	-	-	-
立入検査	-	-	-	(立入検査)	-	-	-	-	-
講習会・屋外広告業	第五章 講習会及び屋外広告業を営む者に対する指導	-	第4章 屋外広告業 (平成18条例28・章名追加)	-	第5章 講習会及び屋外広告業の登録等	-	-	-	-
講習会	(講習会)	(講習会)	(講習会)	-	(講習会)	-	-	-	-
屋外広告業の登録	(屋外広告業の登録)	(屋外広告業の登録)	(屋外広告業の登録)	-	(屋外広告業の登録)	-	-	-	-
登録の申請	(登録の申請)	(登録の申請)	(登録の申請)	-	(登録の申請)	-	-	-	-
登録の実施	(登録の実施)	(登録の実施)	(登録の実施)	-	(登録の実施)	-	-	-	-
登録の拒否	(登録の拒否)	(登録の拒否)	(登録の拒否)	-	(登録の拒否)	-	-	-	-
登録事項変更の届出	(登録事項の変更の届出)	(登録事項の変更の届出)	(登録事項の変更の届出)	-	(登録事項の変更の届出)	-	-	-	-
屋外広告業者登録簿閲覧	(屋外広告業者登録簿の閲覧)	(屋外広告業者登録簿の閲覧)	(屋外広告業者登録簿の閲覧)	-	(屋外広告業者登録簿の閲覧)	-	-	-	-
廃業等の届出	(廃業等の届出)	(廃業等の届出)	(廃業等の届出)	-	(廃業等の届出)	-	-	-	-
登録の抹消	(登録の抹消)	(登録の抹消)	(登録の抹消)	-	(登録の抹消)	-	-	-	-
県の登録を受けた者に関する特例	-	-	-	-	(福岡県の登録を受けた者に関する特例)	-	-	-	-
業務主任者	(業務主任者の選任)	(業務主任者の設置)	(業務主任者の設置)	-	(業務主任者の選任)	-	-	-	-
標識の掲示	(標識の掲示)	(標識の掲示)	(標識の掲示)	-	(標識の掲示)	-	-	-	-
帳簿の備付け等	(帳簿の備付け等)	(帳簿の備付け等)	(帳簿の備付け等)	-	(帳簿の備付け等)	-	-	-	-
屋外広告業に対する指導・助言・勧告	(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)	(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)	(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)	-	(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)	-	-	-	-
広告主の責務	-	(広告主の責務等)	-	-	-	-	-	-	-
登録の取消し等	(登録の取消し等)	(登録の取消し等)	(登録の取消し等)	-	(登録の取消し等)	-	-	-	-
監督処分簿備付け等	(監督処分簿の備付け等)	(監督処分簿の備付け等)	(監督処分簿の備付け等)	-	(監督処分簿の備付け等)	-	-	-	-
報告・検査	(報告及び検査)	(報告及び検査)	(立入検査等)	-	(報告及び検査)	-	-	-	-
登録等の意見聴取	(登録等に関する意見聴取等)	-	-	-	-	-	-	-	-
審議会・雑則	-	-	第5章 屋外広告物審議会 (平成18条例28・章名追加)	第5章 雑則	第6章 屋外広告物審議会	第4章 大牟田市屋外広告物審議会	第4章 中間市屋外広告物審議会	第4章 雑則	第4章 審議機関
審議会	-	(審議会への諮問)	(屋外広告物審議会)	(審議会への意見聴取等)	-	(大牟田市屋外広告物審議会の設置及び担当事務)	(審議会の設置)	(景観審議会への意見聴取等)	(意見の聴取等)
審議会の組織	-	-	-	-	-	(審議会の組織)	(審議会の組織)	-	-
審議会委員任期	-	-	-	-	-	(審議会の委員の任期)	(審議会の委員の任期)	-	-
審議会会長・副会長	-	-	-	-	-	(審議会の会長及び副会長)	(審議会の会長及び副会長)	-	-
審議会の会議	-	-	-	-	-	(審議会の会議)	(審議会の会議)	-	-
削除	第六章 削除(平一八条例二四)	-	-	-	-	-	-	-	-
雑則・監督処分等	第七章 雑則	-	第3章 監督処分等 (平成18条例28・章名追加)	-	第7章 雑則	第5章 雑則	第5章 雑則	-	第5章 雑則
告示・公示	(告示)	(公示)	(告示)	(告示)	(告示)	(告示)	(告示)	(告示)	(告示)
補則	-	-	-	-	-	(補則)	-	-	-
景観行政団体が処理する事務の範囲	(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)	-	-	-	-	-	-	-	-
雑則	-	-	第6章 雑則 (平成18条例28・章名追加)	-	-	-	-	-	-
手数料	-	-	(手数料)	(手数料)	-	-	-	(手数料)	(手数料)
公表	-	-	(公表)	-	-	-	-	-	-
委任	(規則への委任)	(委任)	(委任)	(規則への委任)	(規則への委任)	-	(委任)	(委任)	(規則への委任)
罰則	第八章 罰則	-	第7章 罰則 (平成18条例28・章名追加)	第6章 罰則	第8章 罰則	第6章 罰則	第6章 罰則	第5章 罰則	第6章 罰則
罰則	-	(罰則)	(罰則)	-	-	-	-	-	-
両罰規定	-	(両罰規定)	(両罰規定)	-	-	-	-	-	-
過料	-	(過料)	(過料)	-	-	-	-	-	-

●屋外広告物条例

県市名	福岡県	熊本県	福岡市	太宰府市	久留米市	大牟田市	中間市	宗像市	福津市
タイトル	福岡県屋外広告物条例	熊本県屋外広告物条例	福岡市屋外広告物条例	太宰府市屋外広告物等に関する条例	久留米市屋外広告物条例	大牟田市屋外広告物条例	中間市屋外広告物条例	宗像市屋外広告物条例	福津市屋外広告物条例
附則	附則	附則	附則	附則	附則	付則	附則	附則	附則
施行期日	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
屋外広告物条例廃止	—	(熊本県屋外広告物条例の廃止)	—	—	—	—	—	—	—
経過措置	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(経過措置)	(既存の広告物等の経過措置)
施行日前の指定等	—	—	—	—	—	(施行日前の指定等)	—	(施行日前の指定等)	(施行日前の指定等)
準備行為	—	—	—	—	—	—	—	(準備行為)	(準備行為)
施行日前に規則で定める基準を定める特例	—	—	—	—	—	(施行日前において規則で定める基準を定める場合の特例)	—	—	—
施行日前申請・許可	—	—	—	—	—	(施行日前の申請及び許可等)	—	—	—
手数料条例一部改正	—	—	—	—	—	(大牟田市手数料条例の一部改正)	(中間市手数料条例の一部改正)	(宗像市手数料条例の一部改正)	(福津市手数料条例の一部改正)
手数料条例の廃止	—	—	(福岡市屋外広告物許可申請手数料条例の廃止)	—	—	—	—	—	—
屋外広告業登録経過措置	—	—	(屋外広告業の登録に関する経過措置)	—	—	—	—	—	—
罰則に関する経過措置	—	—	(罰則に関する経過措置)	—	—	—	—	—	—
別表	—	—	(平成18条例28・追加)	別表(第37条関係)	別表(第5条、第11条関係)	別表(第12条関係)	別表(第12条関係)	—	別表(第33条関係)